

いわゆる「積立不足」論について

1. 積立方式の年金制度における給付と財源の考え方

(1) 積立方式の年金制度における財源確保の仕組み

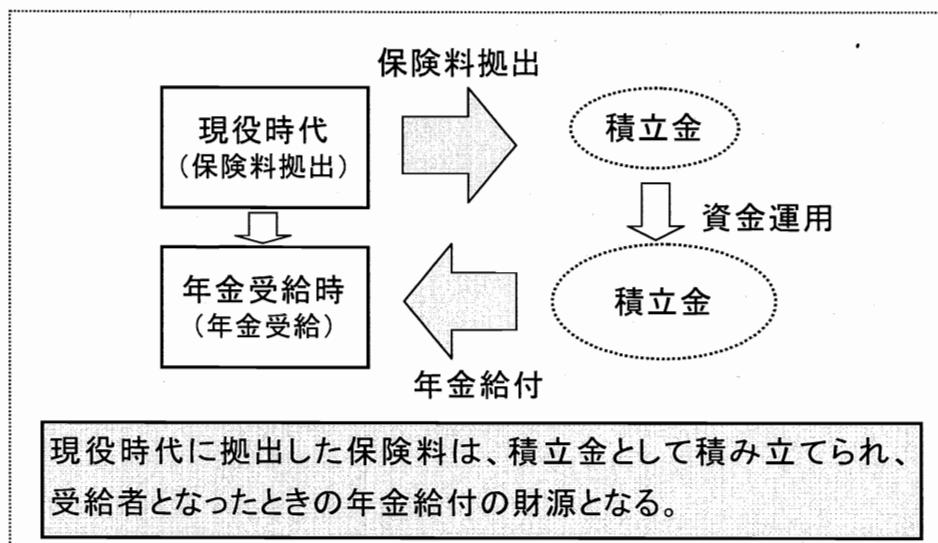
積立方式の年金制度では、基本的に将来の年金給付に必要な財源は、あらかじめ拠出された保険料を積み立てることによって確保される。

通常の年金制度では、ある加入者がこれまでに保険料を支払ったことに対応して、その者は将来、年金を受け取ることになるが、財政方式として積立方式を採用している場合には、基本的にその年金給付の財源が積立金として積み立てられていく。

ここで、全ての加入者と年金受給者について、これまでに支払った保険料に対する給付を考えると、積立方式の年金制度では、将来におけるこれらの給付の総額に見合った積立金を基本的には保有することになる。

一方、今後保険料を拠出することによって将来の年金給付額が増加するが、この財源は、基本的に今後の保険料で積み立てられることになる。

図1 積立方式の仕組み（概念図）



(2) 納付と財源の対応

ここでは、年金制度において今後支払われる給付費を次の2つに区分して考えることとする。

① これまでの保険料拠出に対応する給付（過去期間分給付）

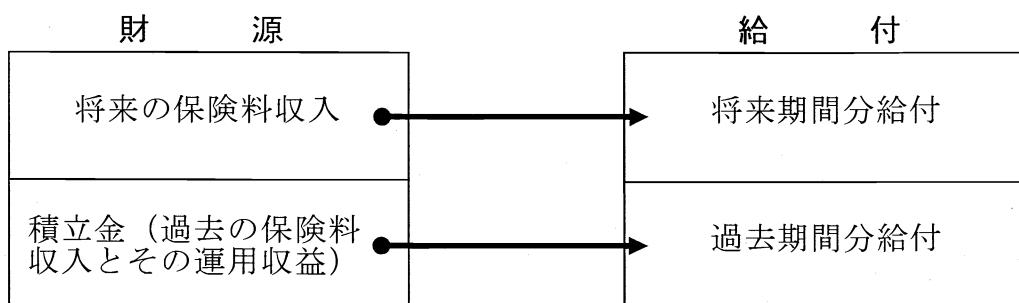
② 今後の保険料拠出に対応する給付（将来期間分給付）

①、②のいずれも今後支払いが行われる給付費であるが、過去の加入記録に係る分を①、将来の加入記録に係る分を②として区分する。

このように区分すると、積立方式の年金制度においては、①の過去期間分給付の財源は現在保有する積立金、②の将来期間分給付の財源は将来の保険料ということになる。

もしも、積立方式の年金制度において、ある時点での積立金の額が、過去期間分の給付に見合う額に達していないければ、その不足分は積立不足ということになる。

図2 積立方式の年金制度における給付と財源



なお、現在保有する積立金は、これまでに支払われた保険料とその運用収益が財源となっている。このように考えると、積立方式の年金制度では、過去期間分の給付の財源は過去の保険料、将来期間分の給付の財源は将来の保険料となっており、給付の計算基礎となった加入時点と、その財源となる保険料の払込時点が合致する仕組みとなっている。

2. 賦課方式の年金制度における給付と財源の考え方

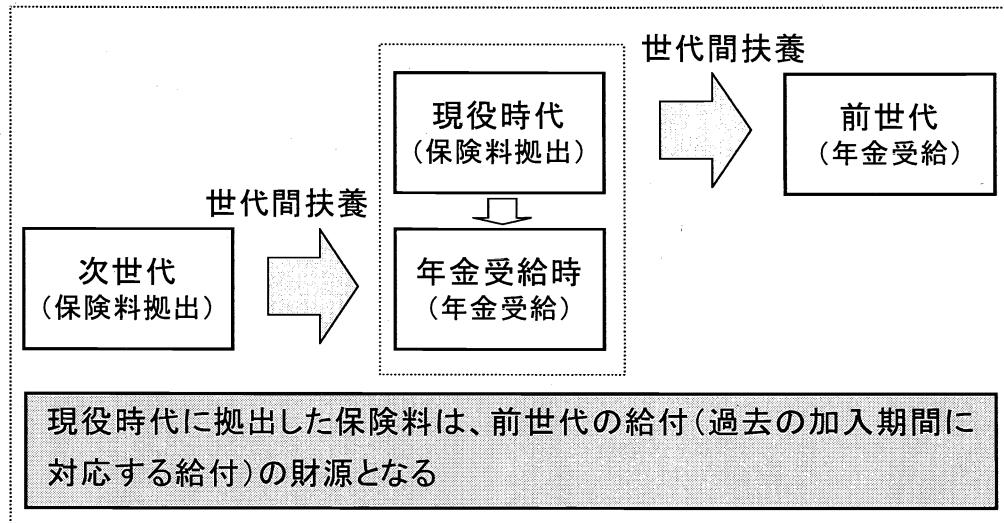
(1) 賦課方式の年金制度における財源確保の仕組み

賦課方式の年金制度では、受給世代の年金給付費をその時の現役世代の保険料負担で賄う。現役世代の拠出した保険料はそのまま自分の将来の年金給付の原資となるものでない。

すなわち、これから先のどの世代についても、現役時代に負担する保険料は、前世代の給付（過去期間分給付）の財源となり、受給者となったときの年金給付費は、次世代の保険料負担で賄われることとなる。

したがって、一般に、賦課方式の年金制度においては、支払準備金的なものは別として、積立金を保有しない。

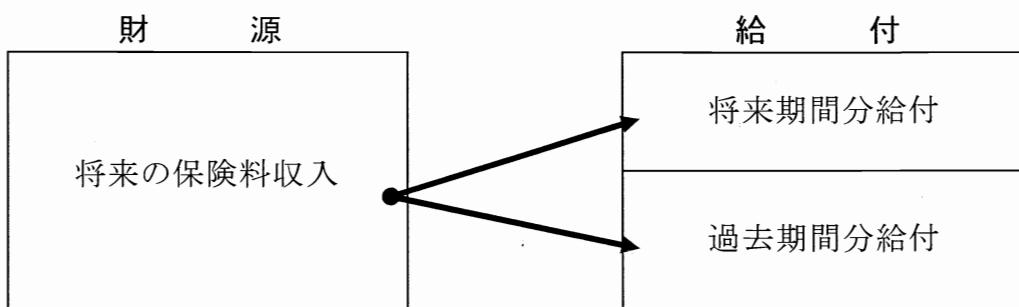
図3 賦課方式の仕組み（概念図）



(2) 納付と財源の対応

今後支払われる給付を積立方式の場合と同様に、将来期間分給付と過去期間分給付に区分すると、賦課方式の年金制度においては、いずれの区分についても財源は将来の保険料収入である。

図4 賦課方式の年金制度における給付と財源



仮に、この賦課方式の年金制度において、積立方式と同じ基準で積立不足を計算するとどうなるか。この場合、過去期間分給付に対応する積立金を保有していないので、過去期間分給付に見合う財源の全額が「積立不足」ということになってしまう。

しかし、この「積立不足」を、財源不足あるいは債務超過と認識することは誤りである。賦課方式の年金制度においては、積立金を保有しないので、過去期間分給付に見合う積立金がないのは当然である。

積立方式の年金制度においては、同じ給付を賦課方式で賄う場合に比べて最終的な保険料は低くなるが、積立金が過去期間分給付に見合った額となっていないのであれば、その不足額に対応する財源を何らかの形で確保しないと、将来の給付に支障をきたすことになる。

賦課方式の年金制度においては、過去期間分に見合う積立金がなくても、今後の収支が均衡する見通しが立っていれば、給付に支障をきたすことはない。

もちろん、賦課方式の年金制度において、積立方式の考え方に基づく積立不足の額がどんなに巨額になっても良いというものではない。しかしながら、実現可能な収支計画が作成されているのであれば、機械的に算出した「積立不足」は必ずしも許容範囲内に収まっているものと考えられる。